

平成 22年度 中小企業庁支援策のご案内

ベンチャーの芽を育てます

ベンチャー創業に伴う資金調達、価値ある情報の入手、提携パートナーの発掘などを支援します。創業時のリスクを乗り越える、大きな力が得られます。



経営
サポート



 経済産業省

 中小企業庁

1

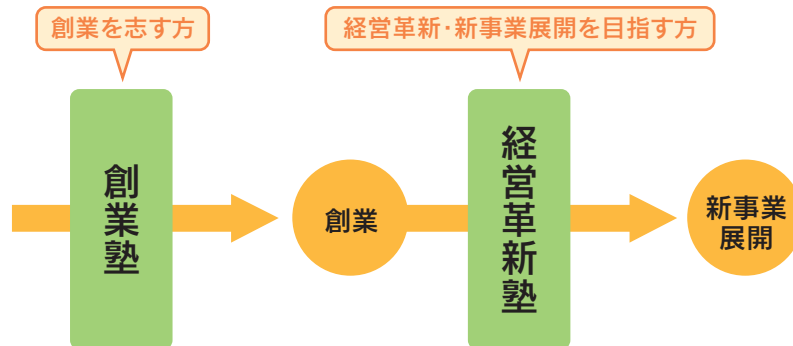
事業環境を整備し 創業者を支援します

志を高く確実に創業者のためのイベント、研修などをご利用下さい。
適切な事業形態を選ぶために法令の改正などにより、多様な事業体の活用が可能になりました。

1 創業・ベンチャーの魅力と経営ノウハウを伝えます

創業塾・経営革新塾

創業を志す方を対象に、事業計画（ビジネスプラン）の完成、創業に必要な実践能力の習得を支援するため、短期集中研修「創業塾」を開催します。また、経営革新や新事業展開を目指す方を支援するため、「経営革新塾」も開催しております。



お問い合わせ ●全国商工会連合会 TEL.03-3503-1257
●日本商工会議所 TEL.03-3283-7847

創業・ベンチャーフォーラム

創業・ベンチャー企業を多く生み出す環境を作り出すため、イベントの開催や起業家への表彰を行います。

- Japan Venture Awards：今後、起業を目指す人々にとってモデルとなる起業家を表彰します。
- セミナーなど：創業に関する情報を提供します。



お問い合わせ ●中小企業基盤整備機構 創業・ベンチャー支援課 TEL.03-5470-1564

販路ナビゲーター創出支援事業

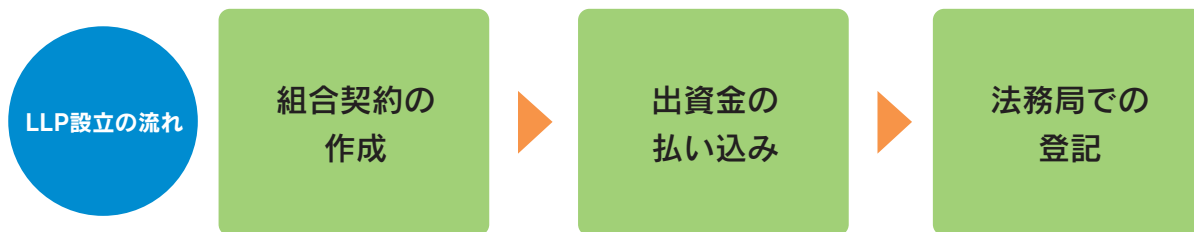
ベンチャー企業の大きな課題である販路開拓について、企業OBを中心とした販路ナビゲーターとのマッチングを行ない、中小・ベンチャー企業の販路開拓を支援します。

お問い合わせ ●中小企業基盤整備機構 マッチング・交流推進課 TEL.03-5470-1525

2 多様な事業体を活用できます

LLP(有限責任事業組合)

LLP(有限責任事業組合)は、新しい共同事業の組織として2005年8月に創設された制度です。技術やビジネスアイデアを持つ個人が共同経営者としてパートナーシップを組む場合や、中小企業同士の連携事業、中小企業と大企業の連携事業、産学連携事業など多様な活用が可能です。



特徴

- ① 組合員全員が有限責任
- ② 組織の内部ルールの設定が柔軟
- ③ 構成員課税

お問い合わせ

- 経済産業省 産業組織課 **TEL.03-3501-6521**
- 全国中小企業団体中央会 **TEL.03-3523-4901**

LLC(合同会社)

LLC(合同会社)は、新しい会社形態として、2006年5月に創設された制度です。合名会社や合資会社と同様に人会的会社と呼ばれる組織形態で、人的な能力を活かした創業などでの活用が可能です。

特徴

LLPと同じ点

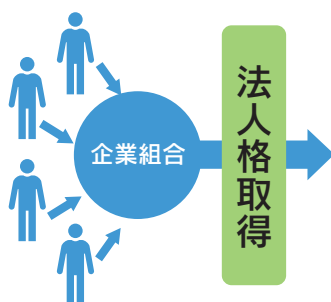
- ① 社員(出資者)全員が有限責任
- ② 組織の内部ルールの設定が柔軟

LLPと異なる点

- ③ 法人格を有する
- ④ 法人課税

企業組合制度

企業組合は、事業者、勤労者、主婦、学生などの個人の方々(4人以上)及び法人が組合員となって、自らの働く場を創造するための組織です。国や県の認可により法人格を取得でき、以下のようなメリットを受けることができます。



メリット

- ① 税制上の優遇措置を受けることができます。
- ② 組合員は出資額以上の債務弁済の責任を負いません。
- ③ 出資額の多少に関係なく、議決権・選挙権が平等に与えられます。
- ④ 事業に従事する組合員には、勤労者としての地位が与えられます。
- ⑤ 営利を追求できる組織です。
- ⑥ 国や県の認可を受けるので、社会的信頼性を得ることができます。

お問い合わせ

- 全国中小企業団体中央会 **TEL.03-3523-4901**

2

金融環境を整備し 創業者を支援します

優れたビジネスプランや有望な技術開発によって、
融資、保証、補助、投資など資金集めの方法が広がります。

1 ビジネスプランに必要な融資を支援します

新創業融資制度（無担保・無保証人）

これから創業する方や税務申告を2期終えていない方に対し、事業計画（ビジネスプラン）が的確であれば、無担保・無保証人（法人の場合代表者の保証も不要）で融資をします。

対象	これから創業、税務申告を2期終えていない方
条件	事業計画の的確性など
資金使途	運転資金及び設備資金
貸付利率	各融資制度の貸付利率+1.65%
貸付期間	運転資金5年、設備資金7年以内

- お問い合わせ ●日本公庫（国民生活事業）（最終頁参照）
●沖縄振興開発金融公庫（最終頁参照）

新事業育成資金

新たな事業を開始して概ね7年以内の中小企業者を対象に、新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供など、高い成長性が見込まれる事業（※）であれば融資します。

※新たに下記の事業が追加されました（ただし、一定の製品化及び売上が見込めることが必要です。）。

- ・SBIR特定補助金などの交付を受けて開発した技術を利用して行う事業
- ・エンジェル税制の対象となる要件を備えて事業を行うもの
- ・国の試験研究機関、公設試、他企業などから技術移転を受けて行う事業
- ・鉱工業技術研究組合の試験研究の成果を利用して行う事業 など

対象	事業開始後 概ね7年以内
条件	高い成長性が見込まれる新たな事業を行うこと
資金使途	設備資金及び長期運転資金
貸付利率	固定金型貸付：特別利率③（貸付後5年間）、基準利率+0.2%（6年目以降） 成功払い型貸付：成功払い型利率 社債及び新株予約権付貸付：基準利率
貸付期間	15年以内。ただし、長期運転資金については、7年以内。 成功払い型貸付：7年

- お問い合わせ ●日本公庫（国民生活事業）（最終頁参照）
●沖縄振興開発金融公庫（最終頁参照）

再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）

廃業歴などを有する方で、努力する意欲はあるものの困難な状況に直面している場合に、経営者としての資質や事業の見込みなどに関する審査を通じ、再チャレンジのために必要な事業資金を融資します。

対象	廃業歴などを有する方で、これから開業する方又は開業後概ね5年以内の方
条件	廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込みなどであること
資金使途	設備資金及び運転資金
貸付利率	(中小企業事業) 固定金型貸付：基準利率 成功払い型貸付：当初2年間0.3%、3年目以降は成功判定の結果による利率 (国民生活事業) 固定金型貸付：基準利率 成功払い型貸付：当初2年間0.3%、3年目以降は成功判定の結果による利率
貸付期間	固定金型貸付：設備資金15年以内、長期運転資金（国民生活事業は、運転資金）7年以内 成功払い型貸付：7年

- お問い合わせ ●日本公庫（国民生活事業）（最終頁参照）
●沖縄振興開発金融公庫（最終頁参照）

女性、若者／シニア起業家支援資金

女性または若者（30歳未満）、高齢者（55歳以上）で、新規開業して概ね5年以内の方を支援する融資制度です。

対象	女性または若者（30歳未満）、高齢者（55歳以上）
条件	新規開業して概ね5年以内の方
資金使途	（中小企業事業）設備資金及び長期運転資金 （国民生活事業）設備資金及び運転資金
貸付利率	（中小企業事業、国民生活事業） 固定金利型貸付： 設備資金：特別利率①、特別利率③ 運転資金：基準利率 特別利率③は、技術・ノウハウなどに新規性がみられる事業（新事業育成資金における（※）をご参照下さい）に係る資金が対象となります。 成功払い型貸付：成功払い型利率
貸付期間	固定金利型貸付：15年以内。ただし、長期運転資金（国民生活事業は、運転資金）については、7年以内 成功払い型貸付：7年

- お問い合わせ ●日本公庫（中小企業事業）（最終頁参照）
●日本公庫（国民生活事業）（最終頁参照）

2 ビジネスに欠かせない信用を向上します

創業関連保証・創業等関連保証

各都道府県等にある信用保証協会が信用保証をする「創業関連保証」及び「創業等関連保証」という制度があります。

対象	これから創業、創業5年未満
条件	事業計画の的確性

- (注1) 創業資金とは、創業又は創業により行う事業の実施のために必要となる設備及び運転資金を言います。
(注2) 創業等事業資金とは、上記の資金に加え分社化及び分社化により行う事業に要する運転資金及び設備資金を言います。
(注3) 創業関連保証と創業等関連保証を併用して最大2500万円。ただし、創業等関連保証においてこれから創業する方は自己資金の範囲内となります。

保証制度名	保証限度額	対象資金	担保・保証人要件
創業関連保証	1,000万円	創業資金 (注1)	無担保第三者保証人不要
創業等関連保証	1,500万円	創業等事業資金 (注2)	無担保第三者保証人不要

- お問い合わせ ●全国信用保証協会連合会 TEL.03-6823-1200

3 身近な資本調達先を提供します

ベンチャーファンド

民間のベンチャーキャピタル（VC）が運営するベンチャーファンドに対して、中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、ファンドの組成を促進し、中小ベンチャー企業などへの投資機会の拡大を図ります。なお、これらベンチャーファンドからの投資及び育成支援を受けるためには、ベンチャーファンドを運営するVCの審査が必要となります。

- お問い合わせ ●中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 TEL.03-5470-1673

がんばれ！中小企業ファンド（中小企業の新事業展開を支援）

目利き能力や販路ネットワークを有する民間の事業会社などが運営するファンドに対して、中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、新たな事業に挑戦する中小企業への投資機会の拡大を図ります。なお、これらファンドを運営する事業会社の審査を通過することで、資金供給と販路拡大などの踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を受けることができます。

※民間事業者などによる経営支援が受けられるため、新事業の成功可能性が高まります。

- お問い合わせ ●中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 TEL.03-5470-1673

4 税制上の支援をします

ベンチャー企業投資促進税制（エンジェル税制）

一定の要件を満たすベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡等した時点において所得税の減税を受けることができます。また、民法組合・投資事業有限責任組合経由の投資やグリーンシート銘柄への投資についても本税制の対象となります。

① ベンチャー企業へ投資した年に受けられる所得税減税

※以下のAとBの優遇措置のいずれかを選択できます。

優遇措置A

(ベンチャー企業への投資額-5,000円)を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方

優遇措置B

ベンチャー企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし

② 未上場ベンチャー企業株式を売却した年に受けられる所得税減税（売却損失が発生した場合）

未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できるだけでなく、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）ができます。

※ベンチャー企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に翌年以降3年にわたって損失の繰越ができます。

※ベンチャー企業へ投資した年に上記所得税減税（優遇措置Aまたは優遇措置B）を受けた場合には、その控除対象金額を取得価格から差し引いて売却損失を計算します。

③ 減税対象となるベンチャー企業・個人投資家の要件

【対象となるベンチャー企業の要件】

- I 創業（設立）10年未満※1の中小企業者であること
- II 新規性要件※2を満たすこと
- III 外部（特定の株主グループ以外）からの投資を1/6以上取り入れている会社であること
- IV 大規模法人（資本金1億超等）及び当該大規模法人と特殊の関係（子会社等）にある法人の所有に属さないこと
- V 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

【対象となる個人投資家の要件】

- VI 金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること
- VII 投資先ベンチャー企業が同族会社である場合には、持株割合等が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合等を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主グループに属していないこと

※1 優遇措置Aの対象となるのは創業（設立）3年未満のベンチャー企業となります。

※2 新規性要件については、ベンチャー企業の設立経過年数で異なりますので、詳細は次のURLをご覧ください。

→<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/subject/index.html>

④ 手続きの流れ

- ステップ1 ベンチャー企業が各地域の経済産業局に申請を行います。
- ステップ2 経済産業局より確認書の発行を受けたベンチャー企業は、個人投資家に確定申告で必要な書類を交付します。
- ステップ3 個人投資家は確定申告書に加えてベンチャー企業より交付された書類を添付し確定申告を行います。

お問い合わせ ● 経済産業省新規産業室 **TEL.03-3501-1569**
各経済産業局 <http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/ange/contact/index.html>

3

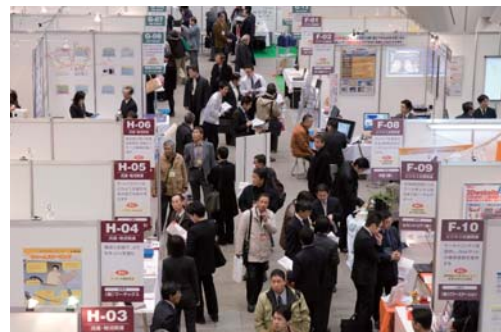
ベンチャーの集う 出会いの場を提供します

あなたの熱意を試してみませんか？
ビジネスの発展のため、パートナー発掘のために各種イベントを利用できます。

1 ベンチャー企業同士のマッチングを提供します

ベンチャーフェア

事業化、事業拡大にチャレンジする中小・ベンチャー企業に対し、商社、メーカー、日本有数の大企業、他の中小・ベンチャー企業などとの事業提携・販路拡大の出会いの場（優秀な製品・技術・サービスの展示）を提供します。



お問い合わせ ● 中小企業基盤整備機構 マッチング・交流推進課 **TEL.03-5470-1525**

中小企業総合展

経営革新に取り組む中小企業者などが自ら開発した新商品・新技術などを出展・プレゼンテーションなどにより紹介する「中小企業総合展」を開催し、ビジネスマッチングの場を提供します。

お問い合わせ ● 中小企業基盤整備機構 マッチング・交流推進課 **TEL.03-5470-1525**

2 ベンチャー企業と投資家のマッチングを提供します

ベンチャープラザ

事業化、事業拡大にチャレンジする中小・ベンチャー企業に対し、ベンチャーキャピタルなど投資家などとの出会いの場（ビジネスプランのプレゼンテーション）を提供します。

お問い合わせ ● 中小企業基盤整備機構 マッチング・交流推進課 **TEL.03-5470-1525**

お問い合わせ先

なんでも相談ホットライン

全国共通 受付時間 月～金 9:00～19:00 土 10:00～15:00

0570-009111

※通話料は発信者側の負担となります
※携帯電話（一部除く）、IP電話、PHSからはご利用になれません

担当部署

● 中小企業庁 創業・技術課 **TEL.03-3501-1816** (直通)

地方経済産業局

経済産業省	経済産業政策局産業組織課 TEL.03-3501-6521 (直通) LLPIに関するお問い合わせ先
	経済産業政策局新規産業室 TEL.03-3501-1569 (直通) ベンチャー成長促進事業に関するお問い合わせ先
北海道経済産業局	中小企業課 TEL.011-709-1783 (直通) 新規事業課 TEL.011-700-2251 (直通)
	産業技術課 TEL.011-709-5441 (直通)
東北経済産業局	中小企業課 TEL.022-221-4922 (直通) 産業支援課 TEL.022-263-1167 (直通)
	産業技術課 TEL.022-215-7297 (直通)
関東経済産業局	中小企業課 TEL.048-600-0321 (直通) 新規事業課 TEL.048-600-0276 (直通)
	技術振興課 TEL.048-600-0287 (直通)
中部経済産業局	中小企業課 TEL.052-951-2748 (直通) 新規事業課 TEL.052-951-2761 (直通)
	産業技術課 TEL.052-951-2774 (直通)
近畿経済産業局	技術課 TEL.06-6966-6017 (直通) 創業・経営支援課 TEL.06-6966-6014 (直通)
中国経済産業局	中小企業課 TEL.082-224-5661 (直通) 新事業支援室 TEL.082-224-5658 (直通)
	次世代産業課 TEL.082-224-5680 (直通)
四国経済産業局	中小企業課 TEL.087-811-8529 (直通) 新規事業課 TEL.087-811-8521 (直通)
九州経済産業局	中小企業課 TEL.092-482-5447 (直通) 新規事業課 TEL.092-482-5438 (直通)
	技術振興課 TEL.092-482-5465 (直通)
沖縄総合事務局	地域経済課 TEL.098-866-1730 (直通)

支援機関など

中小企業基盤整備機構	本部 TEL.03-3433-8811 http://www.smrj.go.jp/venture/		
中小企業基盤整備機構 各支部	北海道 TEL.011-738-1365	近畿 TEL.06-6910-3866	
	東北 TEL.022-716-1751	中国 TEL.082-279-7001	
	関東 TEL.03-5470-1620	四国 TEL.087-811-1752	
	中部 TEL.052-220-0516	九州 TEL.092-263-1500	
	北陸 TEL.076-223-5761		
全国商工会連合会	企業環境整備課 TEL.03-3503-1257 (直通)		
日本商工会議所	中小企業振興部 TEL.03-3283-7847 (直通)		
全国中小企業団体中央会	連携支援部 TEL.03-3523-4904 (直通) http://www.chuokai.or.jp/		
全国信用保証協会連合会	代表 TEL.03-6823-1200 http://www.zensinhoren.or.jp/		
株式会社日本政策金融公庫	中小企業事業	東京相談センター TEL.03-3270-1260	http://www.c.jfc.co.jp/
		名古屋相談センター TEL.052-551-5188	
		大阪相談センター TEL.06-6314-7627	
		福岡相談センター TEL.092-781-2396	
		事業資金相談専用ダイヤル (ナビダイヤル※) TEL.0570-054649	
国民生活事業	※ナビダイヤルをご利用いただけ ない場合は、	事業ローンコールセンター TEL.03-3345-4649	http://www.k.jfc.co.jp/
		こくきんビジネスサポートプラザ名古屋 TEL.052-563-4649	
		こくきんビジネスサポートプラザ大阪 TEL.06-6315-4649	
株式会社商工組合中央金庫	お客さまサービスセンター TEL.06-6315-4649 http://www.shokochukin.co.jp/		
沖縄振興開発金融公庫	代表 TEL.098-941-1795 http://www.okinawakouko.go.jp/		

相談室

中小企業相談官が、中小企業施策や経営に関する相談などに対応します。

● 中小企業庁 相談室 **TEL.03-3501-4667** (直通)

モバイル中小企業庁
<http://chusho.mjmk.jp>



編集・発行

中小企業庁広報室 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL.03-3501-1709

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

中小企業庁

検索